



日本スポーツマスターズ2016秋田大会開会式（前夜祭）

委託業務に係る企画提案選定要領

（目 的）

第1条 日本スポーツマスターズ2016秋田大会開会式（前夜祭）委託業務に係る受託事業者を選定し、公益財団法人日本体育協会に上申するため、日本スポーツマスターズ2016秋田大会開会式（前夜祭）委託業務に係る受託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

この要領は、日本スポーツマスターズ2016秋田大会開会式（前夜祭）委託業務に係る企画提案を選定するための選定方法に関することを定める。

（所掌事務）

第2条 委員会は、本業務に関する企画提案内容の審査及び委託候補者の選定に関する事項を所掌する。

（選定委員会）

第3条 企画書の判定・判断は日本スポーツマスターズ2016秋田大会開会式（前夜祭）委託業務に係る受託事業者選定委員会を設置し、実施するものとする。

（組 織）

第4条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 日本スポーツマスターズ2016秋田大会実行委員会（副会長）
 - (2) 秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課長（事務局長）
 - (3) 企画運営委員会副委員長（秋田県体育協会専務理事）
 - (4) 公益財団法人日本体育協会スポーツ推進部国内課 課長
 - (5) 公益財団法人日本体育協会スポーツ推進部国内課 課長補佐
- 2 その他、イベント企画等の関連分野において見識のある者を委員とすることができる。
- 3 第1項、第2項による委員は、日本スポーツマスターズ2016秋田大会実行委員会会長が委嘱する。

（運 営）

第5条 委員会には委員長を置き、委員長は委員の互選で決定する。

- 2 委員長は審査会を統括し、委員会を代表する。
- 3 委員会の事務局は、観光文化スポーツ部スポーツ振興課に置く。

（会 議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の会議は、非公開とする。
- 5 委員長は、必要に応じて委員会委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審査の実施方法)

第7条 審査は、企画提案書等による書類審査により実施する。

2 審査は、第9条に定める審査項目に基づき総合的に評価を行う。

(審査対象)

第8条 提案に係る委託費用見積額が、「委託業務公募型プロポーザル募集要領」に定める予算の上限を超える場合は、審査の対象としない。

(審査項目)

第9条 審査における審査項目は次のとおりとする。

1. 企画提案書の内容

- ① 業務理解度、開会式実施の考え方と実施手法の妥当性
- ② 企画・演出力・創造性等
- ③ 会場設営及び業務の管理運営体制

2. 見積書の内容の妥当性

(委託候補者の決定方法)

第10条 委託候補者は、各委員の審査内容に基づいて総合的に評価し、委員により選出された第1位の者を委託候補として公益財団法人日本体育協会に上申する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年12月25日から施行する。